

貴金属の買い取り業者に ご注意

突然、見知らぬ業者がやってきて「**不要な金はありませんか**」といわれ、ネックレスを2本見せたところ、**安い値段で引き取られそうになった**、という相談が寄せられています。

幸い家族が帰宅し取り戻すことができましたが、執拗に説得されて売り渡しにに応じてしまったというものです。

金の買取り価格は業者によって幅がありますので、売却する際には他社と比較するなどして、納得した上で取引することが大切です。

事実と異なる説明を受けた、断っても帰らないなど不審・不満な点があれば最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)